

【別表1】 学科試験（指導方法）受験資格

※下表の『受験資格』に該当する方は、免許職種に関して同表に定める『必要な実務経験年数』の要件を満たしている場合、学科試験（指導方法）を受験することができます。

受験資格（主なもの）		必要な実務経験年数
技能検定	免許職種に関し技能検定合格者	—
学校教育	●大学卒業	1年
	●高等専門学校卒業	2年
	●短期大学卒業	2年
	●職業課程の高等学校卒業	3年
	高等学校及び中等教育学校の卒業	5年
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1年
	●応用課程の高度職業訓練修了	—
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年
厚生労働大臣が指定する学校	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年
	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年
実務経験のみ（免許職種に関した実務経験）		8年
他の法令による受験資格（別表2参照）		

※1 ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

※2 実務経験必要年数とは、修了（卒業）後に当該免許職種に関した実務経験年数です。

【別表2】 他の法令による受験資格及び免除の範囲

※下表の試験免除資格取得者は、左欄の免許職種について、本県において指導員試験を受験することができます。

免許職種 (主なもの)	試験免除資格	免除の範囲			
		実技	学科		
			系基礎学科	専攻学科	指導方法
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技師の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有するもの	○	○	○	
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定に該当するもの、 保健師助産師看護法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの、 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当するもの、 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者、 精神保健福祉法による精神保健福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの 又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの	○	○	○	
上記以外の指導員免許職種については、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に定めるとおりです。					

※1 ○印は免除される範囲。

【別表3】試験免除範囲

		必要な実務経験年数	免除の範囲			
			実技	学科		
				系基礎学科	専攻学科	指導方法
技能検定	免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者 (パソコンー施工及び電子回路接続を除く)	—	○	○	○	
	免許職種に関し技能検定2級合格者で (1) 大学又は高等専門学校において関連学科を修めて卒業し、その後必要実務経験年数を有する者 (2) 応用課程の高度職業訓練において関連学科を修めて修了した者 (3) 専門課程の高度職業訓練において関連学科を修めて修了し、その後必要実務経験年数を有する者	下記参照	○	○	○	
学校教育	●大学卒業	1年		○	○	
	●高等専門学校卒業	2年		○	○	
	●短期大学卒業	2年				
	●職業課程の高等学校卒業	3年				
	高等学校及び中等教育学校の卒業	5年				
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1年				
	●応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年				
厚生労働大臣が指定する学校	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年				
実務経験のみ(免許職種に関する実務経験)		8年				
免許職種に関し 職業訓練指導員試験において	実技試験の合格者	—	○			
	系基礎学科の合格者	—		○		
	専攻学科の合格者	—			○	
	指導方法の合格者	—				○
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		—				○
他の法令による受験資格及び免除の範囲		—	別表2参照			

※1 ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

※2 ○印は免除される範囲。

※3 実務経験必要年数とは、修了(卒業)後に当該免許職種に関する実務経験年数です。